

令和3年第6回雫石町農業委員会総会会議録

1 開催日時 令和3年5月25日(火) 午前10時

2 開催場所 雫石町役場 3階大会議室

3 出席した委員

農業委員

1 番 岡 森 喜与一
2 番 山 本 長 栄
3 番 松ノ木 睦 男
4 番 新 田 善 男
5 番 舩 澤 誠 一
6 番 細 川 仁
7 番 堂 屋 剛
8 番 木 村 正 美
9 番 山 崎 忍
10 番 八丁野 よし子
11 番 坂 下 千枝子

農地利用最適化推進委員

雫 石 福 崎 公 博
雫 石 徳 田 雅 博
雫 石 田 村 國 彦
御 所 吉 田 光 彦
御 所 米 澤 晃
御 所 川 口 英 敏
御 所 細 川 健 一
西 山 高 橋 浩 之
西 山 柿 木 一 明
西 山 山 田 裕 明
西 山 松 本 光 正
西 山 朝 賀 重 雄
御明神 伊 藤 庄 一
御明神 南 野 久 晃
御明神 木 村 久 雄
御明神 夷 森 和 人
御明神 砂 壁 純 也

4 欠席した委員

農地利用最適化推進委員 雫石 藤村 博志

5 議事日程

第1 会議録署名人及び書記の指名

第2 会期の決定

第3 議案第1号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見決定について

第4 議案第2号 農用地利用集積計画に対する意見決定について

第5 議案第3号 農地法の適用外証明に対する可否決定について

第6 議案第4号 雫石農業振興地域整備計画の変更に対する意見決定について

6 職務のため出席した職員

事務局長 上 村 光 俊
係 長 高 橋 直 也
主 任 四ツ家 広 衣

開会時刻 午前10時00分

議長

ただ今の出席議員は、農業委員11名、推進委員17名、計28名であります。雫石町農業委員会規則第11条の規定により、在任委員の過半数に達しておりますので、本総会は成立いたします。

これより令和3年第6回雫石町農業委員会総会を開会いたします。

本日の議事日程はあらかじめお手元に配布したとおりでありますので朗読を省略いたします。

諸般の報告を行います。事務局から説明をお願いします。

事務局

(資料に基づき説明)

議長

今回の現地確認委員につきましては5番、舛澤誠一委員、7番、堂屋剛委員、8番、木村正美委員、9番、山崎忍委員、11番、坂下千枝子委員が行っております。農地転用許可における完了報告書提出に係る現地調査報告について、番号1を8番、木村正美委員、番号2を9番、山崎忍委員、番号3と番号5を5番、舛澤誠一委員、番号4と番号6を11番、坂下千枝子委員にお願いします。

8番 木村委員

農地転用完了の番号1について、調査報告をいたします。場所は諸般の報告の6ページにあります『農転完了：〇〇』となっている所で、〇〇から南へ約100m向かった場所に位置します。現地を確認したところ、〇〇が整備され計画のとおり工事が完了し利用していることを確認しました。

9番 山崎委員

農地転用完了の番号2について、調査報告をいたします。場所は諸般の報告の6ページにあります『農転完了：〇〇』となっている所で、〇〇から西へ約120m向かった場所に位置します。現地を確認したところ、〇〇が建築され、計画のとおり工事が完了し利用していることを確認しました。

5番 舛澤委員

農地転用完了の番号3と番号5について、調査報告をいたします。始めに番号3についてですが、場所は諸般の報告の7ページにあります『農転完了：〇〇』となっている所で、〇〇から北へ約250m向かった場所に位置します。現地を確認したところ、〇〇が建築され、計画のとおり工事が完了し利用していることを確認しました。

次に番号5についてですが、場所は諸般の報告の6ページにあります『農転完了：〇〇』となっている所で、〇〇から北西へ約500m向かった場所に位置します。現地は〇〇が建築され、計画のとおり工事も完了し利用していることを確認しました。

11番 坂下委員 農地転用完了の番号4と番号6について調査報告をいたします。場所については、諸般の報告の6ページにあります『農転完了：〇〇』となっている所と『農転完了：〇〇』となっている所です。番号4は〇〇から南西へ約900m向かった場所、番号6は〇〇から南へ約200mの場所にそれぞれ位置します。現地を確認したところいずれも〇〇が建築され、計画のとおり工事が完了し利用していることを確認しました。

議長 現地確認委員の報告が終わりました。これに質問などございますか。

(なし)

議長 その他諸般の報告全般について、質問などございますか。

(なし)

議長 なければ、これで諸般の報告を終わります。

これより本日の議事日程に入ります。

日程第1、会議録署名人及び書記の指名についてお諮りいたします。本案件につきましては、雫石町農業委員会規則第13条の規定により当職から指名することにご異議ございませんか。

委員 「異議なし」の声

議長 異議なしと認め、会議録署名人には4番、新田善男委員、5番、舛澤誠一委員、書記には事務局の高橋係長、四ツ家主任を指名します。

日程第2、会期の決定を議題といたします。お諮りいたします。

この総会の会期は本日1日といたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

委員 「異議なし」の声

議長 異議なしと認め会期は本日1日とすることに決定いたしました。

日程第3、議案第1号、農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見決定についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局 ただ今上程されました議案について説明いたします。

(議案書朗読説明)

番号1の許可申請事項について説明いたします。番号1、〇〇が所有する面積580㎡について、宅地に付随した〇〇等の整備のため、〇〇と売買しようとするものであります。本案件について、申請農地は10ha以上の一団の農地であることから第1種農地に区分されますが、計画内容が既存施設の拡張であり、かつ拡張する部分の面積が既存施設の面積の2分の1以下であることから農地転用許可基準を満たしているものと思われまます。なお、別冊にてこの申請に係る地図等を配布させていただいておりますので、併せてご覧くださるようお願いいたします。

議長

事務局の説明が終わりました。質疑に入る前に、本案件の現地確認委員の報告について、現地確認全般と番号1を8番、木村正美委員にお願いします。

8番 木村委員

現地調査全般についてご報告いたします。5月20日、農業委員と事務局が現地調査を行い、申請のあった農地並びにその周辺の農地の利用状況を確認いたしました。すべての案件につきまして、譲受人または借受人にかかる申請内容、営農計画などから、耕作の事業に供すべき農地の全てを効率的に利用できるものと見込まれます。また、地域に及ぼす影響については一般的な栽培計画、利用計画であることから、周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられます。

番号1についてご報告いたします。場所は総会資料の12ページにあります『5条：〇〇・〇〇』となっている所で、〇〇から南西へ約300m向かった場所に位置します。現地の状況は、保全管理されている状態でした。本件は宅地とあわせて申請地を取得して〇〇用地などへ転用する計画ですが、計画面積も妥当で周辺農地への影響も少ないと認められることから、許可相当と見て参りました。なお、事前着工はありませんでした。

議長

現地確認委員の報告が終わりました。ただ今から質疑に入ります。本議案に関して質疑、ご意見のある農業委員、推進委員の方は挙手のうえご発言願います。なお、このあとの採決では農業委員のみ議決権がございますので、ご意見のある推進委員はこの場でお願いします。これ以降の案件につきましても同様をお願いします。質疑、ご意見ございませんか。

(なし)

議長

なければこれで質疑を終結します。これより採決に入ります。採決については挙手により行いますが、農業委員のみに議決権があります

ので、これ以降の議案につきましても農地利用最適化推進委員の皆様はそのままをお願いいたします。

議案第1号、農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見決定について、原案を可とすることに賛成の方の挙手を求めます。

委員 「全員挙手」

議長 全員挙手であります。よって議案第1号は原案のとおり決定いたしました。

日程第4、議案第2号、農用地利用集積計画に対する意見決定についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局 ただ今上程されました議案について説明いたします。

(議案書朗読説明)

始めに所有権移転の計画内容について説明いたします。番号1、○が所有する田2筆、面積計5,198㎡について、○○と売買しようとするものであります。別冊にてこの申請に係る地図等を配布しておりますので、併せてご覧くださるようお願いいたします。

続きまして利用権設定の計画内容について説明いたします。番号1、○○が所有する田1筆、面積1,832㎡について、○○と新規に利用権を設定しようとするものであります。

以上説明いたしました案件について、いずれの案件につきましても農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしており、許可相当であると認められます。

議長 事務局の説明が終わりました。質疑に入る前に、本案件の現地確認委員の報告について、所有権移転の番号1を5番、舛澤誠一委員にお願いします。

5番 舛澤委員 番号1についてご報告いたします。場所は総会資料の12ページにあります『利用集積：○○・○○』となっている所で、○○さんのご自宅に隣接する場所です。現地の状況は代掻きを終え田植え前の状況でした。こちらは利用集積計画での所有権移転ということですが、取得者の○○さんは認定農業者で大規模に経営しておりますので問題はないと判断されます。

議長 現地確認委員の報告が終わりました。ただ今から質疑に入ります。質疑、ご意見ございませんか。

(なし)

議 長

なければこれで質疑を終結します。これより採決に入ります。
議案第2号、農用地利用集積計画に対する意見決定について、原案を可とすることに賛成の方の挙手を求めます。

委 員

「全員挙手」

議 長

全員挙手であります。よって議案第2号は、原案のとおり決定いたしました。

日程第5、議案第3号、農地法の適用外証明願に対する可否決定についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局

ただ今上程されました議案について説明いたします。

(議案書朗読説明)

番号1、願出人は所有者の〇〇で、願出の土地は畑1筆、面積32㎡であります。非農地となった事由は、平成12年に道路用地の買収により分筆を行った際、残地となった部分について畑として利用することが出来なくなり、宅地の一部となったとのことであります。本案件にかかる現地確認書を9ページに添えておりますが、非農地となつてから20年以上経過しており、農地に復旧することが困難であることから、農地法第2条第1項に規定する農地ではないと思われれます。なお、別冊にてこの申請に係る地図等を配布させていただいておりますので、併せてご覧くださるようお願いいたします。

議 長

事務局の説明が終わりました。質疑に入る前に、本案件の現地確認委員の報告について、7番、堂屋剛委員にお願いします。

7番 堂屋委員

場所は総会資料の12ページにあります『適用外：〇〇』となっている所で、〇〇さんのご自宅に隣接する場所です。現地は宅地と一体的になっている状態でした。こちらは平成12年の道路用地買収後に畑の一部が残地となり、その後宅地の一部として20年以上が経過していることから適用外証明も止むを得ないと判断されます。

議 長

現地確認委員の報告が終わりました。ただ今から質疑に入ります。質疑、ご意見ございませんか。

(なし)

議 長

なければこれで質疑を終結します。これより採決に入ります。

議案第3号、農地法の適用外証明願に対する可否決定について、願
い出のとおり証明することに賛成の方の挙手を求めます。

委 員

「全員挙手」

議 長

全員挙手であります。よって、議案第3号は原案のとおり決定いた
しました。

議 長

日程第6、議案第4号、雫石農業振興地域整備計画の変更に対する
意見決定についてを議題といたします。

この議案については、農業委員会等に関する法律第31条第1項の
規定により議事参与の制限の議案審議がありますので、農振農用地区
域からの除外申請の番号1から農振農用地区域の用途変更申請の番号
1までと、農振農用地区域の用途変更申請の番号2を分割して審議し
たいと思いますが、これにご異議ございませんか。

委 員

「異議なし」の声

議 長

異議なしと認め、分割して審議いたします。初めに、雫石農業振興
地域整備計画の変更に対する意見決定のうち、農振農用地区域からの
除外申請の番号1から農振農用地区域の用途変更申請の番号1までを
議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局

ただ今上程されました議案について説明いたします。

(議案書朗読説明)

はじめに農振農用地区域からの除外について説明いたします。番号
1、〇〇が所有する田1筆、面積2,398㎡について、子の〇〇が
〇〇新築、〇〇確保、自身が経営する〇〇等整備のため。

番号2、〇〇が所有する田1筆、面積330㎡について、〇〇の拡
張のため。

番号3、〇〇が所有する山林1筆39,400㎡について〇〇のた
めそれぞれ農用地区域から除外しようとするものであります。

つづきまして農振農用地区域の用途変更申請内容について説明いた
します。番号1、〇〇が所有する畑1筆、面積1,057㎡について、
〇〇等設置のため農用地から農業用施設用地へと用途を変更しよう
とするものであります。

農振農用地区域からの除外の案件につきましては、いずれの案件も
農業振興地域の整備に関する法律第13条第2項に規定する、農振除

外を目的として行う農用区域の変更の各要件を満たしているものと思われる。農振農用区域の用途変更の案件につきましては、計画内容から同法律第10条第3項に規定する農用地の利用上必要な施設の用に供される土地に該当し、要件を満たしていると思われる。なお、別冊にてこの申請に係る地図等を配布させていただいておりますので、併せてご覧くださるようお願いいたします。

議長

事務局の説明が終わりました。質疑に入る前に、本案件の現地確認委員の報告について、農振農用区域からの除外申請の番号1を8番、木村正美委員、番号2を11番、坂下千枝子委員、番号3を7番、堂屋剛委員、農振農用区域の用途変更申請の番号1を9番、山崎忍委員にお願いします。

8番 木村委員

除外申請の番号1についてですが、場所は総会資料の12ページにあります『農振除外：〇〇』となっている所で、〇〇さんのご自宅に隣接する場所です。現地は、一部が耕起され他の部分は農業用ハウスが建てられている状況でした。こちらは農用区域から農用区域外に変更しても申請地域の農業振興上、特に支障がないと認められること、また、除外後は農地法上の転用許可も可能と思われることから、農用区域からの除外は問題ないものと思われる。

11番 坂下委員

除外申請の番号2についてですが、場所は総会資料の12ページにあります『農振除外：〇〇』となっている所で、〇〇から北へ約100m、〇〇さんのご自宅に隣接する場所です。現地は保全管理されている状況でした。こちら農用区域から農用区域外に変更しても申請地域の農業振興上、特に支障がないと認められること、また、農地法上の転用許可も可能と思われることから、農用区域からの除外は問題ないものと思われる。

7番 堂屋委員

除外申請の番号3についてですが、場所は総会資料の12ページにあります『農振除外：〇〇』となっている所で、〇〇を〇〇方面へ抜けると左側に〇〇へ向かう道路があり、約1.3km奥に行った場所にあります。現地の状況は山林でした。こちらは〇〇のために農振農用区域内であることから除外の申請がされたものと聞いております。現地を確認したところ、地目は山林となっておりますが、周辺農地等への農業上の利用には影響を及ぼす恐れはないと思われるので、農用区域からの除外については問題ないものと思われる。

9番 山崎委員

用途変更申請の番号1について、ご報告いたします。場所は総会資料の12ページにあります『農振用途変更：〇〇』となっている所で、〇〇にある〇〇の道路向かいに位置します。現地については、保全管

理されている状況でした。農業用施設を整備するための用途変更であり、用途変更後は農地法上の転用許可も可能と思われることから、農用地区域の用途変更については問題ないものと思われます。

議長 現地確認委員の報告が終わりました。ただ今から質疑に入ります。質疑、ご意見ございませんか。

(なし)

議長 なければこれで質疑を終結します。これより採決に入ります。
議案第4号、雫石農業振興地域整備計画の変更に対する意見決定についてのうち、農振農用地区域からの除外申請の番号1から農振農用地区域の用途変更申請の番号1までについて、原案を可とすることに賛成の方の挙手を求めます。

委員 「全員挙手」

議長 全員挙手であります。よって、議案第4号、雫石農業振興地域整備計画の変更に対する意見決定についてのうち、農振農用地区域からの除外申請の番号1から農振農用地区域の用途変更申請の番号1までについて、原案のとおり決定いたしました。

次に農振農用地区域の用途変更申請の番号2を議題といたします。この議案については〇〇推進委員に関する事項があることから、農業委員会等に関する法律第31条第1項の規定により議事に参与できませんので、この議案の審議が終結するまで退席をお願いします。

(〇〇推進委員 退席)

議長 それでは、用途変更申請の番号2について事務局の説明を求めます。

事務局 引き続き農振農用地区域の用途変更申請内容について説明いたします。番号2、〇〇が所有する田1筆、面積707㎡について、〇〇、〇〇等として利用するため農用地区域から農業用施設用地へと用途を変更しようとするものであります。本案件につきましても、計画内容から同法律第10条第3項に規定する農用地の利用上必要な施設の用に供される土地に該当し、要件を満たしていると思われます。なお、別冊にてこの申請に係る地図等を配布させていただいておりますので、併せてご覧くださるようお願いいたします。

議長 事務局の説明が終わりました。質疑に入る前に、本案件の現地確認委員の報告について9番、山崎忍委員をお願いします。

9番 山崎委員

用途変更申請の番号2について、ご報告いたします。場所は総会資料の12ページにあります『農振用途変更：〇〇』となっている所で、〇〇から南へ約250m向かった場所に位置します。現地については、〇〇とそれ以外の部分は保安全管理されている状況でした。農業用施設を整備するための用途変更であり、用途変更後は農地法上の転用許可も可能と思われることから、農用地区域の用途変更については問題ないものと思われます。

議長

現地確認委員の報告が終わりました。ただ今から質疑に入ります。質疑、ご意見ございませんか。

(なし)

議長

なければこれで質疑を終結します。これより採決に入ります。
議案第4号、雫石農業振興地域整備計画の変更に対する意見決定についてのうち、農振農用地区域の用途変更申請の番号2について、原案を可とすることに賛成の方の挙手を求めます。

委員

「全員挙手」

議長

全員挙手であります。よって、議案第4号、雫石農業振興地域整備計画の変更に対する意見決定についてのうち、農振農用地区域の用途変更申請の番号2について、原案のとおり決定いたしました。

(〇〇推進委員 着席)

議長

以上をもちまして本日の日程は全部終了いたしました。
これをもちまして本日の会議を閉会といたします。大変ご苦労さまでございました。

閉会時刻 午前10時35分

以上が令和3年5月25日、雫石町役場3階大会議室に於いて開催された、雫石町農業委員会総会の審議経過及び結果に相違ないことを証にするためここに署名する。

令和 3 年 5 月 25 日 開催

議長 会長

議事録署名人 4 番

5 番